

平成28年第4回定例会

階上町議会会議録

平成28年 9月 8日 開会
平成28年 9月13日 閉会

階上町議会

平成 28 年第 4 回階上町議会定例会

議事日程第 1 号

平成 28 年 9 月 8 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由説明

日程第 4 陳情第 1 号 安全・安心の医療・介護を求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番	荒 谷 憲 輝 君	2 番	大 下 修 君
3 番	小 松 雅 彦 君	4 番	上 道 二 三 男 君
5 番	長 根 岩 夫 君	6 番	森 榮 吉 君
7 番	濱 谷 貴 樹 君	8 番	松 尾 國 治 君
9 番	林 貢 君	10 番	百 目 木 和 俊 君
11 番	大 江 和 夫 君	12 番	郷 州 公 典 君
13 番	畑 中 弘 實 君	14 番	山 田 惠 治 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	浜谷豊美君	副町長	沼沢範雄君
教育長	川浪孝雄君	総務課長	佐京孝信君
総合政策課長	木村良三君	税務課長	地代所康二君
町民生活課長	嵐守利明君	保健福祉課長	引敷林広貴君
産業振興課長	南正人君	建設課長	野沢雅浩君
教育課長	地代所誠君	会計管理者	長根工君
農業委員会 事務局長	濱浦幸夫君	代表監査委員	三上孝八君

職務のための出席者

議会事務局長	澤田充君	行政防 災 庶務 G L	茨島俊行君
総務課主幹	村元大介君		

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（山田恵治君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 28 年第 4 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、6 番 森榮吉君、7 番 濱谷貴樹君を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの6日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9月13日までの6日間と決定いたしました。

日程第3、この際、認定第1号 平成27年度決算の認定についての件から、議案第10号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件まで、13件を一括して上程いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) 本日ここに、平成28年第4回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

はじめに、先般、東北太平洋側に初めて直接上陸し、各地に甚大な被害をもたらした台風10号により被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。

東北・北海道に甚大な被害をもたらした本台風は、当町においても、階上岳山中にあり、登山愛好者に親しまれていた県内最大級のシナノキが倒木したほか、停電や非住家の損壊、農業面では収穫間近であった長ネギやそばの倒伏、ビニールハウスの一部損壊、漁業面では作業船の転覆や流木の漂着、町道・林道においては法面崩れや倒木など多くの被害を受けました。

町といたしましても、一日も早い復旧に向けて取り組んでまいりますので、議員各位にはご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思えます。

認定第1号 平成27年度決算の認定について、ご説明申し上げます。

平成27年度決算の認定に付す案件は、一般会計と5つの特別会計合わせて6件であります。

それでははじめに、平成27年度階上町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入額は、65億4,305万2,064円で、歳出額は、61億8,760万4,605円

となりました。

これにより歳入歳出差引額は、3億5,544万7,459円となりますが、平成27年度から平成28年度への繰越事業に係る792万6千円の一般財源分がございますので、実質収支額は、3億4,752万1,459円となります。

このうち地方自治法の規定に基づく基金への積立額を2億円としたことにより、平成28年度への繰越額は1億4,752万1,459円となりました。

歳入を款別に構成比率でみてみますと、地方交付税が37.1%で最も高く、対前年度比では、1.4ポイントの減、対前年度伸び率では、0.8%の増となりました。

2番目は、町税の17.0%で、対前年度比では、0.4ポイントの減、対前年度伸び率は、1.9%の増となりました。

3番目は、国庫支出金の11.3%で、対前年度比では、0.1ポイントの増、対前年度伸び率は、6.1%の増となりました。

自主財源及び依存財源の構成割合をみてみますと、町税を中心とする自主財源が30.0%、依存財源が70.0%となり、対前年度伸び率は自主財源が0.4%の減、依存財源が6.9%の増となりました。

次に、歳出を款別に構成比率でみてみますと、民生費が23.6%で最も高く、次に総務費の18.6%、3番目が教育費の14.1%となっております。

また、決算額の対前年度伸び率の高い主なものとしては、総務費18.2%、土木費16.0%、教育費15.8%となっており、主な増減の理由といたしましては、総務費では、社会保障・税番号制度推進事業費、庁舎整備事業及びプレミアム商品券発行事業費補助金、土木費では、大蛇地区復興避難路整備事業、教育費では、現在の道仏交流センター整備工事等によるものです。

また、歳出を性質別に構成比率でみてみますと、人件費、扶助費及び公債費で構成される義務的経費は、41.6%で、対前年度比では、1.2ポイントの減となりました。

普通建設事業費及び災害復旧事業費等で構成される投資的経費は、15.9%で、対前年度比では、2.2ポイントの増となりました。

物件費、維持補修費、補助費等、積立金、出資金貸付金及び繰出金等で構成されるその他の経費は、42.5%で、対前年度比では、1.0ポイントの減となりました。

また、地方債現在高は、財政の健全性を維持するための町の方針である、元金ベースでのプライマリーバランスを維持することで74億9,364万1千円となり、前年度より8,972万7千円の減となりました。

これらの平成27年度決算を踏まえ、当町の財政指数をみてみますと、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられている経常収支比率は、88.0%で、対前

年度比では、5.2ポイントの減となりましたが、依然として財政が硬直化している状況にあります。

本定例会において、地方財政健全化法の下、健全化判断比率並びに資金不足比率について報告させていただいておりますが、歳出においては、社会保障費である扶助費や繰出金の増嵩が予測される一方で、歳入では、地方交付税の増額が期待できないなど、今後も国から交付される財源については予断を許さない状況ではありますが、歳出全般にわたり徹底した抑制、効率化を図り、財政の健全化に引き続き取り組んでいく所存であります。

次に、平成 27 年度階上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、20 億 6,661 万 8,660 円で、支出済額は 20 億 1,761 万 6,150 円で、歳入歳出差引残額は、4,900 万 2,510 円となり、うち 2,500 万円を国保会計財政調整基金へ繰り入れいたしました。

歳入の主なものは、国民健康保険税 4 億 1,206 万 2,209 円、国庫支出金 4 億 5,933 万 7,195 円、療養給付費等交付金 4,594 万 1 千円、前期高齢者交付金 2 億 4,471 万 9,064 円、県支出金 9,946 万 6,831 円、共同事業交付金 4 億 9,457 万 5,713 円で、合わせて歳入総額に占める割合は 85.0%、また繰入金は 2 億 4,974 万 6,466 円で 12.1%であります。

歳出の主なものは、保険給付費 11 億 5,235 万 5,916 円、後期高齢者支援金等 2 億 1,199 万 8,832 円、介護納付金 1 億 593 万 8,665 円、共同事業拠出金 5 億 208 万 2,308 円で、合わせて歳出総額に占める割合は、97.8%となりました。

次に、平成 27 年度階上町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、3,845 万 6,426 円で、支出済額は、3,783 万 4,566 円で、歳入歳出差引残額は、62 万 1,860 円となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が 803 万 6,213 円で歳入総額に占める割合は、20.9%、一般会計繰入金は、2,976 万 2 千円で、77.4%となりました。

歳出は、総務費が 422 万 515 円で、歳出総額に占める割合は、11.2%、施設管理費は、866 万 7,649 円で、22.9%、公債費は、2,494 万 6,402 円で、65.9%となりました。

次に、平成 27 年度階上町介護保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、12 億 2,431 万 6,378 円で、支出済額は 12 億 1,059 万 6,019

円で、歳入歳出差引残額は、1,372万359円となり、うち1,318万9,112円を介護給付費準備基金へ繰り入れいたしました。

歳入の主なものは、国庫支出金2億8,226万6,500円、支払基金交付金3億1,490万4千円、県支出金1億5,989万9,558円で、歳入総額に占める割合は61.8%であります。

保険料収入は、2億8,370万6,557円で、23.2%、繰入金は、1億7,852万3,589円で、14.6%となりました。

歳出の主なものは、保険給付費の11億2,308万6,497円で、歳出総額に占める割合は、92.8%であります。

次に、平成27年度階上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、3億2,589万6,011円で、支出済額は、3億2,247万8,044円で、歳入歳出差引残額は、341万7,967円となりますが、平成27年度から平成28年度への繰越事業に係る繰越財源12万3千円がございますので、実質収支額は、329万4,967円となります。

歳入の主なものは、国庫支出金の7,911万5千円で、歳入総額に占める割合は、24.3%であります。使用料及び手数料は、2,138万2,027円で、6.6%、一般会計繰入金は、1億2,144万3千円で、37.3%、町債は、8,830万円で、27.1%となりました。

歳出の主なものは、事業費の1億6,921万9,032円で、歳出総額に占める割合は、52.5%であります。施設管理費は、3,210万7,572円で、10.0%、公債費は、9,846万9,160円で、30.5%となりました。

次に、平成27年度階上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、9,887万3,335円で、支出済額は9,831万8,026円で、歳入歳出差引残額は、55万5,309円となりました。

歳入の主なものは、保険料5,317万9,200円、繰入金4,495万2,683円で、歳入総額に占める割合は、99.3%であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の8,833万9,783円で、歳出総額に占める割合は、89.9%であります。

報告第1号 平成27年度健全化判断比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度の健全化判断比率として算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について報告するものであります。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、ともに黒字であるため比率はございません。

次に、実質公債費比率は11.8%で、前年度より1.3ポイント改善しております。これは、一般会計の公債費が減額になったことや、一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金が減額になったことなどによるものです。

次に、将来負担比率は75.1%で、前年度より6.9ポイント改善しております。これは、町債残高が減額したことや債務負担行為に基づく負担見込額が減額したことなどにより、一般会計が将来負担すべき額が減額となったことによるものです。

報告第2号 平成27年度資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度の資金不足比率について報告するものであります。

公共下水道事業特別会計及び漁業集落排水事業特別会計は、ともに黒字であるため比率はございません。

議案第1号 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第2号 階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第3号 平成28年度階上町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ2億3,739万円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億1,324万6千円とするものです。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金5,354万1千円、県支出金2,968万6千円、繰越金1億3,752万1千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費332万2千円、民生費1億1,558万4千円等を追加するものであります。

歳出のうち、民生費に、子どものための教育・保育給付費 9,957 万 8 千円、保育所等における保育士の業務負担軽減のための保育システムの導入等を支援するための保育対策総合支援事業費補助金 440 万円等を計上しております。

次に第 2 表地方債補正であります。これは、災害援護資金貸付金に係る追加分と、既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第 4 号 平成 28 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 4,183 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 20 億 43 万 3 千円とするものです。

歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金 1,382 万 4 千円、療養給付費等交付金 395 万 3 千円、繰越金 2,400 万 1 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、共同事業拠出金 1,972 万 9 千円等を減額し、諸支出金 172 万 2 千円、予備費 5,981 万 8 千円等を追加するものであります。

議案第 5 号 平成 28 年度階上町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 664 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 12 億 5,029 万 8 千円とするものであります。

歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金 137 万 3 千円、支払基金交付金 236 万 9 千円、繰入金 237 万円、繰越金 53 万円を追加するものであります。

歳出につきましては、基金積立金に 374 万 3 千円、諸支出金に 289 万 9 千円を追加するものであります。

議案第 6 号 平成 28 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額に、それぞれ 385 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 1,553 万 2 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、一般会計繰入金を 56 万 3 千円、繰越金 329 万 3 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 385 万 6 千円を追加するものであります。

議案第 7 号 平成 28 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 66 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 190 万 9 千円とするものであります。

歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 11 万 3 千円、繰越金 55 万 4 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 11 万 3 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 34 万 8 千円、諸支出金 20 万 8 千円を追加するものであります。

議案第 8 号 物品の買入れについて、ご説明申し上げます。

本案は、消防ポンプ自動車 CD-I B 型を取得するため提案するものであります。

議案第 9 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、1 人の委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため提案するものであります。

議案第 10 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、1 人の委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程についての質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

議長(山田恵治君) これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第 4、陳情第 1 号 安全・安心の医療・介護を求める陳情の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております陳情第 1 号の件については、会議規則第 92 条の規定により、教育民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって陳情第 1 号の件は、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9 月 9 日から 11 日の 3 日間、休会といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、9 月 9 日から 11 日の 3 日間、休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
次の会議は、9月12日午前10時から開きます。
本日は、これにて散会いたします。（閉会時刻 午前10時35分）

平成 28 年第 4 回階上町議会定例会

議事日程第 2 号

平成 28 年 9 月 12 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番	荒 谷 憲 輝 君	2 番	大 下 修 君
3 番	小 松 雅 彦 君	4 番	上 道 二 三 男 君
5 番	長 根 岩 夫 君	6 番	森 榮 吉 君
7 番	濱 谷 貴 樹 君	8 番	松 尾 國 治 君
9 番	林 貢 君	10 番	百 目 木 和 俊 君
11 番	大 江 和 夫 君	12 番	郷 州 公 典 君
13 番	畑 中 弘 實 君	14 番	山 田 惠 治 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	沼 沢 範 雄 君
教 育 長	川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長	佐 京 孝 信 君
総合政策課長	木 村 良 三 君	税 務 課 長	地 代 所 康 二 君

町民生活課長 嵩 守 利 明 君 保健福祉課長 引敷林 広 貴 君
産業振興課長 南 正 人 君 建設課長 野 沢 雅 浩 君
教育課長 地代所 誠 君 会計管理者 長 根 工 君
農業委員会
事務局 長 濱 浦 幸 夫 君 代表監査委員 三 上 孝 八 君

職務のための出席者

議会事務局長 澤 田 充 君 行政防災 茨 島 俊 行 君
庶務 G L
総務課主幹 村 元 大 介 君

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（山田恵治君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。
日程第 1、一般質問を行います。
順次質問を許します。
3 番、小松雅彦君の質問を許します。

3 番（小松雅彦君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、3 番、小松雅彦君。

3 番（小松雅彦君） ハイ、3 番、小松雅彦です。（小松議員登壇）

3 番（小松雅彦君） 3 番、小松雅彦です。平成 28 年 9 月定例会において発言のお許しをいただき、感謝申し上げます。

地球温暖化による異常気象により、台風・ゲリラ雨・竜巻等の被害が日本各地、そして我が階上町においても、先の台風など大きな被害が出ています。

台風で被災されました方々に、お悔やみ申し上げますとともに、一日でも早い復旧をお祈りいたします。

その中で、消防団の皆様はそれぞれ自分の仕事を持ちながら、地域における消防防災のリーダーとして、消火活動・救助活動・水防活動など活躍し、住民の安全を守っています。

特に、当町消防団の方々は、多発していた山火事に際しては、昼夜を問わず消火活動・パトロール活動など献身的な活動を続けています。敬意を表し、感謝申し上げます。私たちも、少しでも防災・減災に努めてまいりたいと思います。

それでは、保育士の負担軽減と保育園の安全対策に係るICT化推進についてお伺いいたします。

当階上町においては、待機児童が一人もいないということで、喜ばしい限りであります。

町内には4つの保育園があり、日々大切なお子様をお預かりして、大変な気苦労をしながらお世話していると思います。

保育士の仕事は大変だと思っておりますが、保護者の皆様が安心して保育園に預けることができるように、町としても考えていかなければならないと思います。

保育園等における業務効率化推進事業は、保育士の業務負担軽減を図るための保育システムの購入に必要な費用を支援するとあります。また、保育園等におけるカメラの設置に必要な費用を支援するとあります。

保育士の負担が軽減できる事業と聞いていますが、詳しい内容、事業の実施主体、補助率等の説明と階上町の取り組みについてお伺いし、壇上からの質問を終わります。(小松議員降壇)

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) それでは、小松議員のご質問にお答えをいたします。

保育園等におけるICT化推進等についてであります。町内にある保育園4施設では、現在、園児台帳や保育日誌などそれぞれ任意の様式を作成して、保育業務を行っているところであります。

また、カメラにつきましては、現在のところ玄関に防犯用として3施設で設置し

ている状況にあります。

小松議員ご案内のとおり、国では保育士の事務の省力化を図り、保育士の業務負担の軽減を図るためのICT化への補助事業を実施しております。

国の補助事業の内容につきましては、保育士の負担となっている指導計画や園児台帳、勤務シフト等の書類作成業務の負担軽減に資するため、ICT化を推進するための保育システム、1施設当たり100万円を限度としておりますが、導入経費に対する補助や、保育中の事故防止や万が一事故が発生した場合の検証が可能となる教室等へのカメラ設置、1施設当たり10万円を限度の費用に対する補助となっております。

事業主体は市町村となっており、国が事業費の4分の3を補助し、市町村が4分の1を負担するものであります。

本町といたしましても、大変有意義な事業であることから、今回の補正予算に、「保育対策総合支援事業補助金」として4施設分440万円を計上し、この事業を実施することにより、保育士の業務負担軽減と子どもの安心・安全な環境を確保できるものと考えております。

今後におきましても、子ども子育て支援新制度施行に伴い策定いたしました「階上町子ども・子育て支援事業計画」を基に、関係機関と連携を図り、さらに質の高い教育・保育を目指してまいります。

以上でございます。(町長降壇)

3番(小松雅彦君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) 3番、小松雅彦君。

3番(小松雅彦君) ハイ。(小松議員起立)

3番、小松雅彦です。ご答弁ありがとうございます。

補正予算に組み込んでいただいておりますICT化推進の県内いち早い導入は、保育士の負担軽減と、保護者の皆様の安全に対する安心感が増すものと思います。ありがとうございます。

行政には、このような良い少子化政策の導入を期待し、階上町の園児がより良い環境の下ですくすくと成長することを願い感謝申し上げ、一般質問を終わります。

ありがとうございます。(小松議員着席)

議長(山田恵治君) 以上で3番、小松雅彦君の質問を終わります。

5番、長根岩夫君の質問を許します。

5番（長根岩夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 5番、長根岩夫君。

5番（長根岩夫君） ハイ、5番、長根岩夫です。（長根議員登壇）

5番（長根岩夫君） 9月定例会に質問の機会を与えていただきましたことに、感謝申し上げます。通告に従い、質問をさせていただきます。

はじめに、台風10号により被害を受けた岩手県久慈市や岩泉町などの被災地の皆様に、心からのお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、被災者の皆様の一日も早い復興と安全を、心からお祈り申し上げます。

それでは、質問に移らせていただきます。

まず、地方創生に係る事業についてお伺いをいたします。

国において、地方創生に係る改正地域再生法が4月に成立をし、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税が創設されましたことを受けて、各自治体においても独自の創生事業について、体制を構築しているところではないかと推察をしております。

また、内閣府は8月2日に企業版ふるさと納税の事業に102の事業を認定しております。正式には、地方創生応援税制という呼び名で、地域再生法に基づき、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として認定されている事業ということですが、この事業の一番の難点は、事業の申請時点において寄附予定者が決定していなければならないということが挙げられます。

一つに、地方創生にふさわしい、地域に根ざした、ふるさとを元気づけるにたりる事業の創設が求められる訳ではありますが、青森県内の自治体にとりましても、企業のご支援をいかにいただくか、一番の課題であり、議員諸兄の意向も認識を一にするところではないかと思っております。

この企業版ふるさと納税については、3月定例会において、予算の審議で少し触れさせていただきましたが、平成28年度から5か年の限定で、企業から地方自治体に対し納税をしていただくもので、法人事業税等が控除対象となり、減税効果が2倍ということで、企業にとりましても、地域に貢献し社会的責任を果たすことになり、地方の町を応援する気にさせる効果がある施策であると思っております。

昨年度は階上岳の国立公園指定を背景に、観光客が10万人を超えたと報道でございました。この事業の可能性について、階上岳の整備を当てはめて考えてみました。

事業の分野は観光振興であり、三陸復興国立公園階上岳の宿营地として、テント場やバンガローなどの設営や関係施設の整備、また登山道整備などが挙げられ、KPIすなわち成果目標としては、観光客の安定した集客10万人以上を見込むものとし、事業費は5千万円と設定し、寄附予定者はアウトドアメーカー、飲料メーカー、レトルトメーカー、さらには観光業者など、広く企業から募るということであります。

そしてまた、この階上岳の魅力の発信であります。一年を通じての山頂からのパノラマ、朝日・夕景・夜景に星空、また新緑やツツジはもちろんのこと、霧の景色や雪景色など、売り込みの材料は十分にあると思っております。

この事業の取り組みについては、独自性と実行力が求められるわけではありますが、いかに多くの企業にご理解をいただき、ご協力をいただくかにかかっているわけではありますが、企業に交渉するには地方自治体なりの営業戦略や企画力、そして交渉力も必要であります。

そしてまた、いかに企業などへのPRを先行させるか大事なところであると思っております。

このように、具体的な地方創生に係る事業の素案の例を挙げてみましたが、今後の当町の将来構想を踏まえ、企業版ふるさと納税への取り組みについて、展望などをお伺いいたします。

次に、第5次行政改革についてお伺いをいたします。

階上町においては、地方創生の柱として活力を生む、まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成し、進めているわけではありますが、それに対して行財政の効率化を推進する、一方の柱であります行財政改革も平成27年度から5か年計画として、進められているわけではありますが、ここでは主に平成27年度までに検討がなされ、今年度以降に実施を予定している6つの項目についてお伺いをいたします。

まず、窓口業務における申請書等の押印の見直しについてであります。各自治体においても、積極的に取り組んでいる窓口業務の改善の一つでもあり、すでに実施をし、成果を上げている自治体もあります。

また、マイナンバーカードを利用したコンビニなどでの各種証明書発行などの行政サービスもすでに始まっております。

当町においても、行政手続きの簡素化として窓口申請の一部押印の省略などを、平成29年度から実施するとなっております。窓口利用者の利便性の向上につなが

る施策でもあり、実施の項目や内容と実施の時期などについてお伺いいたします。

次に、最低制限価格の見直し検討についてであります。町では公共工事入札の予定価格の事前公表の取り止めを検討するとなっております。公取委からも予定価格の事前公表は適正でないとする指摘がなされていたと理解をしております。

また、この度の町の改革では、最低制限価格の見直しについても検討するとしております。入札制度に係る見直しの内容とその効果についてお伺いをいたします。

次に、女性職員の就業生活における活躍の推進についてであります。人口減少による労働力の不足や多様性の確保に対応するために、特定事業主行動計画に基づき、女性の活躍の推進に向けた取り組みを進めるとありますが、町としてどのような成果を求めていくのか、方針や内容についてお伺いをいたします。

次に、階上町教育支援委員会の委員定数の削減の検討についてであります。この委員会の目的は、障害のある児童・生徒の就学に係る支援についての調査・審査を行うことになっておりますが、見直しの実施年度が示されておらず、また委員の定数が30名と特に多くなっております。

28人に削減するとなっておりますが、それでも他の委員会の定数に比べ、格段に多くなっておりますので、さらなる改善が必要ではないかと考えます。町のご所見を伺います。

次に、災害時生活用水活用井戸制度の検討について伺います。

災害時において、生活用水は欠かせないものであり、家庭に供給される水道水のありがたさを大震災の折には多くの方々、身に染みて感じていることだと思います。

水道企業団では、これまで地震に強い耐震管の敷設や八戸市内の大山配水塔の建設により、これまでの水道管内の貯留水量が3日程度であったものが、10日を超える貯水の能力が確保されるようになったと思います。

さて、行政改革では大規模災害に備え、近隣の方々に井戸水を提供していただくよう登録を検討するとなっておりますが、平成29年度までの検討を継続するとしており、実施についての詳細が示されておられません。

震災に万全はないものと思っております。大事の前に備えをすることも、施策として必要かと思えます。生活用水の確保に向けた取り組みとして制度化するお考えはないか、町のご所見を伺います。

最後になりますが、空き家の適正管理の推進についてお伺いをいたします。

資料では平成27年度検討とありますが、階上町まち・ひと・しごと創生総合戦略のダイジェスト版では、移住・Uターン促進を掲げております。家屋の借上げや貸出しなどともリンクをした事業の取り組みを検討してみたいかがでしよ

うか。ご所見を伺います。

また、管理者のいない老朽化した建物の取り壊しについては、地域住民の安全を図るためにも条例を設け、行政指導のほか、行政代執行などの措置も早急に検討をしていく必要があるかと思っております。

これらの課題をまとめ、空き家の適正管理の推進とともに移住者戦略の拡充につながるように、ご検討していただきたく町長のご所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(長根議員降壇)

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) それでは、まず通告に従いまして、長根議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の地方創生に係る事業についてであります。議員ご案内のとおり、本年4月14日、「地方創生応援税制」いわゆる、企業版ふるさと納税に関する規定を盛り込んだ改正地域再生法が成立しました。

この制度は、企業が自治体に寄附をすると寄附の3割に当たる額が、地方税の法人住民税と法人事業税、国税の法人税から差し引かれ、これまでの損金算入措置を加えると上限で6割が軽減されるというものであります。

寄附の対象は、地方版総合戦略に位置付けられたもので、効果が高いと国が認定した事業でありまして、国から地方再生計画の認定を受けることが必要で、申請時において1社以上の寄附を行う企業が見込まれていることが要件となります。

加えまして、着手済みの事業については対象とならないこと、1企業における1事業当たりの寄附額の下限額が10万円とされていること、企業の本社が立地している法人からの寄附については、地方創生応援税制の適用外とされることなどの制限がございます。

今後の取り組みについてであります。今年度中に本年2月に策定いたしました階上町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けました15の施策について、企業からの寄附募集を行いたいと考えているところでございます。

次に、2点目の第5次行財政改革についてであります。これにつきましては、計画期間を平成27年度から平成31年度までの5年間とし、取組方策として大綱で定めた基本方針に基づいた実施計画を策定し、必要に応じた見直しを行いながら、

改革を推進していくこととしております。

また、実施計画には 130 の実施項目を掲げ、計画期間内で調査、検討、実施などの取組工程により実施していくこととしております。

まず、申請書の押印見直しについての件であります。事務等の改善の取り組みの一つとして、町民の申請等の負担軽減を図るため、押印の見直しに取り組むこととしております。

本町としましては、国が示しているガイドラインを参考として、署名に押印を求めている申請等を平成 28 年度内に調査・検討を行ない、平成 29 年度の実施を目指しているところであります。

次に、最低制限価格等の見直しの検討についての件であります。最低制限価格につきましては、ダンピング受注を防止するため、階上町最低制限価格制度実施要綱で、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について、それぞれ一定の率を乗じた額により設定しております。

品質確保の観点から、現場において必要とされる技術の費用を計上するための現場管理費についての算入率 10 分の 8 を 10 分の 9 へ、本年 4 月 1 日から見直しを行ったところであります。

予定価格につきましては、入札・契約制度のより一層の透明性を確保する観点から、階上町予定価格事前公表に関する要領により、平成 14 年 11 月 1 日以降に発注する建設工事において、事前公表としておりますが、平成 27 年 1 月 30 日に、国の公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議で策定された「発注関係事務の運用に関する指針」では、「予定価格については、原則として事後公表とする」ということが示されました。

このことから、本町においても、事後公表への見直しを行うことといたします。

これにより、適切な積算による金額での入札が行われることや、事業者の積算技術の向上が期待され、抽選による入札も減少するものと考えているところであります。

次に、女性職員の就業生活における躍進の推進についての件であります。本町の女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を本年 4 月に策定し、計画期間を平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間と定め、ホームページに公表し、取り組んでいるところであります。

本町の平成 27 年度の分析結果としましては、グループリーダーの役職での女性職員の割合は 46.7% であるものの、管理職の女性職員はおらず、また男性職員の育児休業取得率は 0% でありました。

これらを改善し女性職員の活躍を推進するため、取り組む目標としまして、女性

職員の外部研修受講率の向上や管理職及びグループリーダー職に占める女性職員の割合を向上させる取り組みを行うとともに、男性職員の育児休業取得率0%からの脱却を目指すこととしております。

近年では、男性職員の育児参加の為に休暇の取得率も向上していることから、今後も計画に沿って着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、階上町教育支援委員会の委員定数の削減の検討についての件であります。第5次行財政改革の計画期間内においては、削減の可否について検討を進めるとしているもので、現在、教育委員会で検討中ですので、検討状況については、この後教育長より答弁させます。

次に、災害時生活用水活用井戸制度の検討についての件であります。大規模災害時の断水時に、生活水の確保策として検討するとしているところであります。

方向性としては、共助の一つとして、町内に点在する個人宅の井戸水を災害時に近隣の方に生活のための水として、提供していただくことを想定し、地域の自主防災組織との情報共有などを図りながら、検討した上で実施してまいりたいと考えております。

次に、空き家の適正管理の推進についての件であります。階上町まち・ひと・しごと創生総合戦略の主要事業の中に、新規事業として空き家バンク事業を掲げております。

町内にある空き家と利用希望者を登録していただき、それぞれの情報提供を行い、定住促進を図ってまいります。

なお、家屋の借上げ、貸出し事業につきましては、民間事業者等との関連もございますので、現時点においては考えてございません。

また、昨年度、町内の空き家291件の外観調査を行なったところでございますが、空き家対策の適切かつ円滑な実施のため、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置等につきましても、昨年公布されました、空き家対策の推進に関する特別措置法に基づいて、条例制定も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。(町長降壇)

教育長(川浪孝雄君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、教育長、川浪孝雄君。(教育長起立)

教育長(川浪孝雄君) ハイ。それでは、長根議員の階上町教育支援委員会の委員定数の削減の検討についてのご質問にお答えします。

本委員会は、学校教育法施行令第22条の3に関連する特別な支援を必要とする児童・生徒の就学先及び就学方法について協議する委員会で、障害の状態、教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見と学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、その子にとって十分な教育が提供できるかを判断するためのものです。

議員ご質問の現在の検討状況でございますが、法令等を遵守するため、多方面にわたる専門的な見地を有する委員と現にその児童・生徒に関わる教職員を委員とする必要があることから、一定程度の定員数が必要となるものです。

平成28年度の委員構成ですが、前段で説明した総合的な観点からの判断ができるよう学校医1名、町民生委員児童委員協議会1名、町手をつなぐ育成会1名、三八教育事務所1名、県立特別支援学校3名、支援学級設置校校長7名、支援学級担任10名、町保健師2名の計26名を委嘱しております。

本委員会委員数は、平成25年度が23名、平成26年度が25名、平成27年度からは26名と特別な支援を要する児童・生徒数の増加に伴い、担当教諭が増加したことにより委員数も増加したもので、今後も特別な支援を要する児童・生徒について、増加傾向にあることから、現状では単純に委員定数を削減することは難しいと思っておりますが、30名以内と以内規定になっておりますので、その年度、年度で適正な委員数により委嘱してまいりたいと考えております。

以上でございます。(教育長着席)

5番(長根岩夫君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、5番、長根岩夫君。(長根議員起立)

5番(長根岩夫君) ハイ、5番、長根岩夫です。

ご丁寧な回答をありがとうございました。

当町においては、まち・ひと・しごと創生事業において、雇用の創出、定住自立、子育て支援などをメインに、108つの地方創生に係る事業を予定しているわけですが、企業版ふるさと納税等についての取り組みや検討もしながら、町の活性化のための事業の拡充、また地方創生に係る新規事業の掘り起こしなどに知恵を出していただき、さらに職員の最上級の能力を活用して、後世に誇れる仕事が叶いますようにご期待をいたしておきたいと思っております。

行政改革についてであります。行政改革はスピードが一番大切な要件であると思っております。できることは速やかに行う、できないことについては理由をいち

早くまとめて完結をさせる、つまりは、行政改革は5年間をかけるのではなく、5年間をくりとして、できるものは1年単位で完結させ、早期完遂を目指すべきであると考えております。

その意味で、この計画書では判定をするという記述はないわけではありますが、できるだけ早い時期での判定と検討をしていただきますように希望しておきたいと思っております。

今少し質問をさせていただきますが、最低制限価格等の見直しについてであります。公共工事の入札制度については公平で公正な制度の改善により、結果として町財政の改革、縮減につながるものと思っております。

同価格の落札によるくじ引きも以前からの課題であります。入札制度の見直しについては、今後も適切な改善を図りながら内容などを逐次、町民に対しても公表していただきたいと思っております。

女性職員の就業生活における活躍の推進であります。ある自治体では女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画が示されておりました。

その一つに、平成32年度までに、課長補佐以上の女性職員の割合を25%以上にするというものであります。すなわち、4人に1人の女性課長を育てるということであります。

当町においても、しっかりと具体性のある内容に仕上げさせていただくことを期待しております。当町の具体案が、検討されていることでも結構ですが、ございましたらお示しをしていただきたいと思っております。

また、教育委員会の支援委員会であります。障害のある児童・生徒の就学支援に係る審査・調査をする委員会としてあるわけではありますが、学校教育先生方も委員として加わっていると、校長先生もまた加わっているということでございましたが、教育者として児童と接する一番の当事者であり、求めに応じて委員会での説明者となる方々であります。時にはオブザーバーの存在でもあるかと思っております。

学校の先生方には委員会においては、あくまでも教育者として立場を守り、委員会には課題を提供する、あるいはアシストをするなどの協力をいただくようにすべきかと思っております。この点について、改めてご所見を伺いたいと思っております。

また、災害時の生活用水井戸制度であります。制度化が可能であるならば、当然のことながら、水質検査などの諸検査費用も公費で負担することも検討していただきたいと思っております。

空き家の適正管理の推進であります。ふるさとへ帰り、働きたいと望む方も少なからずいるかと思っております。働き口がないためにUターンを諦めている方々も多いためではないかと思っております。しかし、リタイヤした方々の中には、本気で

ふるさとに帰りたいと願っている方々も多いのではないかと考えております。

先ほど、空き家バンク事業として進めていただくということでございましたが、そういうことでも結構かと思えます。また、民間の借上げ、そういうことで多くの方が階上町に移られてくることも大いに結構なことだと歓迎をいたしたいと思えます。

生活の基盤となる仕事、職場の確保、そして住まいの確保も大事な移住の要件でありますので、お答えをしていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。(長根議員着席)

総合政策課長(木村良三君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、総合政策課長、木村良三君。(総合政策課長起立)

総合政策課長(木村良三君) ハイ。まず、最低価格の町民に対しての公表でございますけども町のホームページ等を利用いたしまして、しっかりと公表してまいりたいと考えてございます。

空き家に対して、Uターンの方々の移住定住については、先ほどお答えいたしましたけども、空き家バンクを今年度中に行いましてしっかりとやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。(総合政策課長着席)

総務課長(佐京孝信君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、総務課長、佐京孝信君。(総務課長起立)

総務課長(佐京孝信君) ハイ。それではご質問にお答えします。

まず最初に、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主計画の中で、具体案があれば示せということでございますけども、まず最初に数字ありきではございません。

それで、政府の方では管理職、課長級を3割程度に増やすようにという指導はあります。

例えば、管理職に昇進する女性、何%位が望ましいのかという議論ではなくて、まず研修等を実施して男女関係なく、その職にふさわしい人が管理職になっていくものだと認識しております。

現状でございますけども、グループリーダー級においては、階上町は46.7%が

グループリーダー、女性のグループリーダーということで、これはかなり高い数字でございます。

次の課長予備軍ということで考えてもらってもいいのかなとは思いますが、まあ一層の研修等していただきまして、この特定事業主行動計画に基づいた数値目標について実現できるように、人事担当課としても頑張っていきたいと思っております。

それから、井戸の件でございますけれども、まず基本的には、先ほど町長も答弁したとおり、互助の精神ということで、その地域、地域に存在する井戸で現在使っている井戸を主に対象としたいと考えておりますけれども、それについては、まあ災害時、断水が発生しましたということで、まず頭に浮かんだのが生活用水、飲料水に限らずという意味でございますけれども、それらを潤沢に供給できるというふうな方向でまず考えたところでございまして、それをまず飲料水等に使用する場合は、長根議員ご指摘のとおり、水質検査も必要になってくるということでございます。

今後、それら自主防災組織であるとか、町内会であるとかの方々と協議しながら、どのような方向に進んだらいいのかということを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。(総務課長着席)

教育課長(地代所誠君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、教育課長、地代所誠君。(教育課長起立)

教育課長(地代所誠君) ハイ。それでは教育支援委員会のご質問でございますけれども、先ほど教育長の答弁にもございましたけれども、法的な制約などもあり、単純に削減することは難しいと考えておりますけれども、現在検討中でございますので、ご意見も参考としながら、検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。(教育課長着席)

5番(長根岩夫君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、5番、長根岩夫君。(長根議員起立)

5番(長根岩夫君) ハイ。5番、長根です。ありがとうございました。

行財政の改革について、行財政効率化を推進するためと思い申し上げましたが、

町民の福祉の向上に資する改革、取り組みでもございますので、なお一層の見直しの検証と実施、実行をご期待申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。(長根議員着席)

議長(山田恵治君) 以上で5番、長根岩夫君の質問を終わります。

2番、大下修君の質問を許します。

2番(大下修君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) 2番、大下修君。

2番(大下修君) 2番、大下修です。(大下議員登壇)

2番(大下修君) 2番、大下修です。よろしくお願いいたします。

9月の定例会に質問の機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。

まずはじめに、今回の台風により、東北・北海道の被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々にご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

はじめに、まち・ひと・しごと創生総合戦略について伺います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の主要事業は、現在制度設計中とのことですが、この趣旨は地方版の人口ビジョンで人口減少を克服し、活力ある社会を実現することにあります。

人口減対策として、私は特に多子世帯、子どもを2人以上もうける世帯の増加と、子育て世帯の定住促進が必要であると考えます。この2つを促進する政策に注目しております。

当然、第1子の子どもをもうけることが重要ですが、多子世帯については、国も28年度から多子世帯に係る軽減措置として、年収360万未満相当の世帯については、第2子の保育料を半額に、第3子以降を無償化にすることとしております。

この多子世帯増のために、第2、第3子に手を差し伸べる当町独自の拡充事業があってもよいのではないかと考えます。

子育て世代の定住促進は、町外から町内への移転者の促進や、町内から町外への移転者をなくすために、総合戦略の主要事業一覧のNo.85 駅前団地分譲の促進を図るためにも、No.86 新築住宅支援事業として、子育て世代に限り補助率を上乗

せと子育て応援加算金を加えたインパクトある拡充事業が必要であると考えます。

一世帯当たり総額 100 万円以上の支援をすることにより、子育て世代の新築の期待が大きくなり、定住促進が図られるものと考えます。

例えば、子育て世帯に限り対象工事費の2%、上限 60 万円の補助、新築者のうち、義務教育の子どもに限り、子育て応援加算として1人につき 20 万円、3人目以降 10 万円の補助、合わせて 110 万円の支援することも必要と考えます。

このような一世帯 100 万円の支援について、町の見解を伺います。

次に、特別会計の一般会計からの繰入金について伺います。

財政の健全化を目的に、特別会計の国民健康保険の税率を改正しました。特別会計の健康・福祉を除いた漁業集落排水事業と公共下水道事業の財政の健全化をどのように進めていくのか対応を伺います。

漁業集落排水事業であります。平成 27 年度決算で一般会計から 2,976 万 2 千円を繰り入れしております。また公共下水道においては、1 億 2,144 万 3 千円繰り入れしております。

さらに、町債発行 8,830 万、公債費 9,846 万 9 千円、町債残高が 20 億 2 千 万円と、特別会計の町債残高の大部分を占めております。

一般会計の町債残高 74 億 9,300 万円と特別会計の町債残高を合計すると、97 億 9,800 万円にも上っております。

公共下水道においては、現在事業継続中ではありますが、町債残高が年々増加しております。

また、監査委員からの決算審査意見書でも一般管理及び施設管理についても、一般会計から繰り入れしているが、今後公債費の増大とともに本町の行財政運営に大きな影響を与えかねないことから、漁業集落排水事業と併せ使用料の見直しなど、本事業の適正な運営に当たられるよう努力されたいと報告されております。

この2つの事業の財政の健全化をどのように進めていくのか対応を伺います。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。(大下議員降壇)

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

町長（浜谷豊美君） それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

まず、1 点目のまち・ひと・しごと創生総合戦略主要事業一覧についてであります。本年6月の議会定例会での小松議員の一般質問でも答弁いたしましたが、本

町では、平成 25 年度から安心して町内で快適に暮らすための住環境の向上を図るとともに、住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図ることを目的とし、個人住宅を町内の業者により新築又は購入する方に対し、対象工事費の 1%、上限額を 30 万円とした補助事業を実施しております。

また、議員ご案内のとおり、本事業につきましては「階上町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の主要事業として、期間を平成 31 年度までとし、子育て中の世帯の場合は対象工事費の補助率を上乗せし、制度を拡充することとしております。

ご質問のありました上乗せの率につきましては、若い世代が安心して家庭をもち、子供を産み育てられる環境整備を目指すこととしておりますが、財源等の問題も含め、効果的な事業となるよう、現在、制度設計を進めているところであります。

次に、2 点目の特別会計の一般会計からの繰入金についてであります。これまで本町では、事業収支計画の営業収益を確保するため、水洗化率の向上に向けた啓発活動や使用料の適正化など財政の健全化への取り組みを行ってきたところであります。

使用料につきましては、平成 25 年度において、管理費などに係る一般会計繰入額の縮減を図るため、月当たり使用料が約 10% 増となる料金改定を実施するとともに、併せて高齢者や単身世帯等に配慮した料金体系の見直しを行なったところであります。

料金改定につきましては、今後も、5 年毎の見直しを行なうこととしており、社会情勢や消費税など町民生活の負担を考慮しながら、適正な料金となるよう、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また今年度は、下水道事業が将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続可能となるように、中長期的な経営の基本計画となる下水道事業における「経営戦略」を策定し、事業の効率化・経営健全化に取り組んでいくこととしております。

以上でございます。(町長降壇)

2 番(大下修君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、2 番、大下修君。(大下議員起立)

2 番(大下修君) ご回答ありがとうございます。

現在の階上町の出生人口は平成 27 年で 77 名と、ここ 10 年 100 名を下回っている状況です。

出生率の向上とともに、町外からの子育て世代の移転者の増加のためにも財政事

情も理解しておりますが、是非検討していただくようお願いいたします。

次に、特別会計の一般会計からの繰入金について、経営戦略策定に関しては国も先進事例などを紹介したりしていると同っております。国の方からの財政支援もあると同っておりますが、この辺についていかがでしょうか。

使用料の改定は、5年毎の見直しというふうに伺いましたが、十分に町民の負担に対しては配慮をお願いいたします。

以上で質問を終わります。(大下議員着席)

建設課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、建設課長、野沢雅浩君。

建設課長(野沢雅浩君) ハイ。(建設課長起立)

それではただいまの質問に対してお答えいたしたいと思います。

経営戦略の国の支援ということでございますけども、こちらの方は地方交付税の措置がございまして、対象経費の2分の1につきまして、一般会計から繰り出すことを条件としまして、その一般会計繰出金の2分の1について特別交付税で講ずるということで、国から通達が出ているところでございます。

あと、使用料の改定につきましては、先ほど町長からも答弁ございましたとおり、5年に一度の使用料の改定を行うということで、これはもうすでに決定しておりまして、今後もまた国・県等の指導を受けながら適正な価格となるよう検討してまいりたいと思います。

以上でございます。(建設課長着席)

建設課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、建設課長、野沢雅浩君。

建設課長(野沢雅浩君) ハイ。(建設課長起立)

失礼いたしました。新築住宅の支援の件でございますけども、現在制度につきましては検討中というところでございますけども、いわゆる個人の財産となる家屋・住宅に対する支援ということもございまして、その財源につきましては町の単独費となるということもございまして、慎重に検討しながら制度設計を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。(建設課長着席)

議長(山田恵治君) 以上で2番、大下修君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は9月13日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(閉会時刻 午前11時05分)

平成 28 年第 4 回階上町議会定例会

議事日程第 3 号

平成 28 年 9 月 13 日 午前 10 時 00 分開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 平成 27 年度決算の認定について |
| 日程第 2 | 報告第 1 号 | 平成 27 年度健全化判断比率の報告について |
| 日程第 3 | 報告第 2 号 | 平成 27 年度資金不足比率の報告について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 平成 28 年度階上町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 平成 28 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 平成 28 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 | 平成 28 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 10 | 議案第 6 号 | 平成 28 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 11 | 議案第 8 号 | 物品の買入れについて |
| 日程第 12 | 議案第 9 号 | 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて |
| 日程第 13 | 議案第 10 号 | 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて |
| 日程第 14 | 陳情第 1 号 | 安全・安心の医療・介護を求める陳情 |
| 日程第 15 | 議会案第 1 号 | 安全・安心の医療・介護を求める意見書 |

日程第 16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	荒谷憲輝君	2番	大下修君
3番	小松雅彦君	4番	上道二三男君
5番	長根岩夫君	6番	森榮吉君
7番	濱谷貴樹君	8番	松尾國治君
9番	林貢君	10番	百目木和俊君
11番	大江和夫君	12番	郷州公典君
13番	畑中弘實君	14番	山田恵治君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	浜谷豊美君	副町長	沼沢範雄君
教育長	川浪孝雄君	総務課長	佐京孝信君
総合政策課長	木村良三君	税務課長	地代所康二君
町民生活課長	巖守利明君	保健福祉課長	引敷林広貴君
産業振興課長	南正人君	建設課長	野沢雅浩君
教育課長	地代所誠君	会計管理者	長根工君
農業委員会事務局長	濱浦幸夫君	代表監査委員	三上孝八君

まず、審査の方法であります。平成 27 年度各会計の歳入歳出決算書並びに同事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係諸帳簿等並びに証拠書類と照合し、計数の正確性、会計処理の適法性、財産の管理及び運用の効率性などを重点に、照会精査し、さらに各課長、グループリーダーから出席をいただいて、詳細に説明を受けて審査した結果、各会計及び調書は関係法令に基づき調製されており、誤りのないものと認めます。

なお、この審査に係る説明資料の作成には大変お忙しいところ、多くの職員からご協力をいただきました。おかげさまで審査事務をスムーズに進めることができましたことに、心から感謝を申し上げます。

さて、平成 27 年度の予算は、国の予算及び地方財政計画の動向、さらには現下の厳しい財政状況を踏まえ、財政の健全性確保と行財政改革の推進に配慮するなど、町民生活に必要な、子育て支援のための施策、健康で豊かなくらしのための施策、三陸復興国立公園指定を活かした交流人口拡大のための施策、環境負荷軽減のための施策、安全安心なくらしのための施策等 5 つの施策に重点を置き、最優先に予算編成されたものと思われま。

当町の財政状況を見ると、歳入の柱である町税収入は、固定資産税及びたばこ税以外の税目の調定額、収入額が上がりましたが、長引く景気低迷のほか、給与所得の伸び悩み等が続くことで、財政に及ぼす影響は非常に大きいことから、自主財源の確保に努めるとともに、財政調整基金からの繰入額を抑制することです。

一方、歳出面においては、行財政改革大綱と改革プランに基づく徹底した行財政の推進とさらなる町の発展と持続可能な町政を目指して重点的かつ、効果的な施策の展開を図り、心豊かな生活と安全なくらしをみんなでつくる、町の将来像の実現に向け、町勢進展上重要な施策に取り組み、予算の執行にあたっては最小の経費で最大の効果が得られるよう、創意工夫を凝らして、経費全般について節減合理化に努める内容となっているものと思われま。

町財政の根幹をなす町税については、収納率が 3 年連続で上昇に転じ、明るい兆しが伺えます。関係職員が、収納率向上に日々努力している姿勢は、審査説明の中で強く感じられたところでありま。

重要な財源の確保は、町民の暮らしに大きく影響を及ぼすことから、納税者の納税義務と税の公平負担の観点からも、あらゆる方法と知恵を出し合っ、さらなる収納率の向上を図り、一方、不納欠損額の決定には、適法適正に処理されるよう、さらには、収入未済額については、極力その圧縮に一層の努力をお願いするものでありま。

次に、財政健全化法に係る健全化判断比率並びに資金不足比率の財政健全化指標

については、昨年と同様に財政の健全化が保たれておりますので、今後もこの状態を維持されることを切望するものであります。

終わりになりますが、今後ますます少子化・高齢化の進行に伴う社会保障費や扶助費、公共施設の維持管理費の増加などに加え、暮らし・人・地域を豊かにする協働のまちづくり、防災体制の充実強化、地域資源を活かした産業振興や観光振興、健康づくり等、多くの課題を山積みしていることから、財政環境は一段と厳しい状況にあると思われまます。

これらの課題に的確に対応するために、まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に展開するなど、引き続き計画的かつ効率的な行財政運営に努めていただき、町民・議会・行政が一体となり、これまで培った協働のまちづくりの精神を十分に発揮しながら、諸施策を展開していただきますよう望むものであります。

以上、申し上げます、決算審査の意見とさせていただきます。

平成28年9月13日、代表監査委員 三上孝八、監査委員 森榮吉。

以上でございます。(代表監査委員降壇)

議長(山田恵治君) 以上で、監査報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

9番(林貢君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、9番、林貢君。(林議員起立)

9番(林貢君) ハイ、9番、林です。

まず2点ほどあるんですが、第1点といたしまして、決算書の説明書の中のページ28ページでございますが、この中の中段で、2款7項4目の中の協働のまちづくり事業費の補助金であります。

本補助金は、まちづくり計画の一環として実施するもので、地域の町民が自ら行う事業の補助金として、43万7千円が5件に支払われておりますが、その内訳と地域をお伺いできればと思います。

第2点につきましては、決算審査意見書の、ただいま代表監査委員から説明いただきました決算審査意見書の9ページの関連でございます。

この中に上段の方に、監査委員からの指導の基準となっていると思われまます実質収支比率は標準財政規模に対する実質収支額の割合であり、標準財政規模の3ない

し5%が望ましいとありますけれども、平成27年度の数值は9.1%で、前年度より4.1%高くなっております。

また、経常収支比率についても、町村は70%程度に収まることが妥当であり、高いほど硬直化していると言われておりますが、88%と依然として高くなっております。このことは、先の本会議の町長の提案理由の説明の中にもありましたように、財政の硬直化が続いております。

そこで、27年度の決算状況についての現状を基に、また急激に基金取り崩しも進んでいる問題も含めて、28年度終了時点における実質収支比率と経常収支比率を想定しているのか。また、どのような点を重点に改善策について考えているのかをお伺いできればと思います。

またできますれば、ただいま報告もいただきましたが、代表監査委員からは指導もいただいておりますので、三上代表監査委員からも重点的な指導助言を考えているのか、ご所見をお伺いできればと思います。

まず、この2点につきましてよろしくお願いを申し上げます。(林議員着席)

総合政策課長(木村良三君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、総合政策課長、木村良三君。(総合政策課長起立)

総合政策課長(木村良三君) ハイ。林議員のご質問にお答えいたします。

まず、協働のまちづくり支援事業費補助金の内訳と実施の地域ということでございます。

5つの地域でございます。まず大蛇地区、草刈機の購入。次に赤保内地区、掲示板の設置。野場中地区、草刈機の購入。道仏地区、ごみ収納庫の設置。小舟渡地区、草刈機の購入、以上の5件でございます。

次に、実質収支比率と経常収支比率についてでございます。

平成27年度の実質収支比率は、地方消費税交付金の増と繰り越すべき財源の減少等によりまして9.1%となっております。平成28年度は個人消費の低迷によりまして、地方消費税交付金の増額は見込めず、現時点においては平年並みの比率になるものと考えております。

経常収支比率は、平成27年度地方消費税交付金の増と公債費の減少により、88%といくらか改善されましたが、まだ硬直化が見られてございます。平成28年度は現時点において、地方消費税交付金及び臨時財政対策債の減少によりまして、平成27年度に比較して、さらに悪化するものと考えてございます。

今後でございます、町の財政は、地方交付税に収入の多くを依存しております。国の借金が1千兆円を超える中で、地方交付税の増額を見込める状況ではございません。一方、支出については、扶助費等が年々増加しております。

このように将来、町の財政状況は、大変厳しいものになると考えております。引き続き、一つ一つの事業をしっかりと精査し、徹底した歳出削減と町税のより一層の徴収確保によりまして、将来階上町を担う次の世代に負の遺産を残さぬよう、しっかりと財政運営に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。（総合政策課長着席）

代表監査委員（三上孝八君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、代表監査委員、三上孝八君。（代表監査委員起立）

代表監査委員（三上孝八君） ハイ、三上です。どうも大変、毎回質問いただきましてありがとうございます。

まあ、職員の皆さんからですね、これからも今まで同様努力をしていただきながら進めていきたいと、そういうふうに思いますし、また、地方交付税の改善ができればいいなというふうに思っておりますので、引き続きこのまま努力していただきたいとそういうふうに思います。

ありがとうございます。（代表監査委員着席）

9番（林貢君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、9番、林貢君。（林議員起立）

9番（林貢君） ハイ、9番、林です。

まず、第1点目の協働のまちづくり事業補助金であります。まあ協働のまちづくりについては、町政発展のためにも是非活用してまいりたい事業でありますし、大変重要な事業だと思います。

また財政問題につきましては、ただいま大変詳しく、また総合政策課長からも本当に詳しく説明いただきまして大変ありがとうございますし、また急な質問というかご所見をお伺いしたいということで、三上代表監査委員からもお話いただきまして大変ありがとうございます。

財政問題につきましては、働く世代が減少する中で、どのようにして町の収入を

確保し、町民を守るため安定した財政運営をしていくのか、行政の使命でもありますが、監査委員会のご指導の下に、議会としても深刻に受け止めていく課題であると思います。

持続可能な社会の実現のために、地方創生事業のさらなる拡充が図られ、行財政改革が進展するように希望をいたします。

また、これは決算書には載っておりませんが、給食費の収入未済額がここ数年ないようございまして、給食費の収入にあたっては、地代所教育課長はじめ給食費の徴収関係者のご努力の賜物と、敬意を表しまして質問を終わります。

ありがとうございました。(林議員着席)

議長(山田恵治君) ほかに質疑はありませんか。

1番(荒谷憲輝君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、1番、荒谷憲輝君。(荒谷議員起立)

1番(荒谷憲輝君) ハイ、1番、荒谷憲輝です。

民生費の緊急通報体制と整備事業委託料について伺います。

決算書の91ページ、3款2項2目13節の委託料26万3,200円となっておりますが、ひとり暮らしの高齢者の安否や健康状態や生活状況の確認を委託により行ったとありますが、その内容についてお伺いいたします。

個人情報満載の調査だと思いますが、どのような委託方法により進められたものでしょうか。

次に、新規利用者3人、延べ利用者29人とありますが、この内容はどのようなものでしょうか。

今後高齢化が進み、一人世帯の方も多くなると思いますが、いわゆる見守りのシステムを構築していくことも急がれると思いますので、所見をお伺いいたします。

またこれと関連して、決算書の同じく91ページの20節扶助費で、19万8千円となっておりますが、緊急通報装置給付費としてひとり暮らしの高齢者に受信センターと緊急連絡がとれる通報装置を3人の方に支給したとありますが、通報装置の設置について申込み方法と許可条件等をお伺いいたします。(荒谷議員着席)

保健福祉課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、保健福祉課長、引敷林広貴君。（保健福祉課長起立）

保健福祉課長（引敷林広貴君） それでは荒谷議員のご質問にお答えをいたします。

あの、2点目の方からご説明をしたいと思います。

緊急通報装置の給付費についてでございますけども、これにつきましては、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の緊急時の安全と精神的不安を取り除いて、住み慣れた地域で引き続き生活できるよう支援するために、緊急通報装置機器本体と火災報知機とペンダントの3点でございますが、その装置を給付するというものでございます。

利用申込み方法につきましては、対象となります 65 歳以上の一人暮らし世帯や高齢者世帯等の方が、町に申請をしていただきまして、町の方で利用決定をいたしますが、決定となった場合は市町村民税の課税状況によりまして、利用者負担をしていただくということになっております。非課税世帯の方につきましては、利用者の負担はございません。

それで、今度1点目の方になりますけども、委託についてでございます。

こちらにつきましては、県の社会福祉協議会が運営をいたします緊急通報システム福祉安心電話サービス事業を利用いたしまして、給付した緊急通報装置を運用することについて、町の社会福祉協議会へ1台月800円で委託をしたものでございます。

その金額につきましては、県の社協のこのシステムの利用者負担金が、月1千円ということになっておりまして、利用者の方の負担が月200円でございます。その差額分の800円を委託料として、実施をしているというものでございまして、先ほど荒谷議員ご案内のとおり、27年度は延べ29名の利用、うち3名が新規利用ということになってございます。

見守りシステムについての所見ということでございますけども、当然一人暮らしとかの方は、こういうシステムを利用するのももちろんでございますけども、地域にいろいろ、民生委員の方、それからほのぼの交流協力員とかの方をお願いをしておりますので、日々の活動の中で見守りについては実施していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。（保健福祉課長着席）

1番（荒谷憲輝君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、1番、荒谷憲輝君。

1 番（荒谷憲輝君） ハイ。（荒谷議員起立）

詳細にわたりご説明いただきありがとうございました。

これまで地域のため子どもたちのために、働き努めてこられた方々には、感謝の心を持ってお付き合いしていかなければならないと思いますが、行政としても一人世帯の方々に寄り添う姿勢も大事でありますので、この見守り支援についてご配慮いただくように希望して終わります。（荒谷議員着席）

議長（山田恵治君） ほかに質疑はありませんか。

5 番（長根岩夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、5 番、長根岩夫君。（長根議員起立）

5 番（長根岩夫君） 決算書の 76 ページ 2 款 7 項 3 目公共交通対策費と 82 ページにあります。決算書の 82 ページ 2 款 8 項 4 目まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業の公印であります。備品購入についてであります。2 つの公印が作られております。それぞれ公印の名称や字句、使用についてお伺いしておきたいと思っております。

庁印と呼ばれる階上町の印のほかに、町長職印や職務代理者の印のほかに、条例にある 37 ほどの附属委員会の一部委員会について、公印規程に掲載をされておりますが、すべての委員会において公印を作っているものとも思いませんけれども、どのような形でどのような数、この委員会の公印も作られているかお伺いしておきたいと思っております。

また、決算書の 134 ページであります。9 款 1 項 1 目 9 節消防費、旅費の出動費用弁償であります。消防団の出動費として計上されておりますが、延べ 3,867 人が春先の不審火の見回りなどに地元消防団員も出動し、この旅費から支給されていると思っております。

この不審火における 27 年度の消防団員の見回り人数が、どれくらいになっているのか、併せてこれまでの被害の件数と面積、そしてまた被害金額、とりまとめでございましたら、お伺いをいたしたいと思っております。

また、町民の不安も本当に大きくなっております。早期解決を望んでいるところであります。町の不審火に対する対応の現状と関係機関との連携について、お伺いしておきたいと思っております。

もう一つ、決算書の 136 ページ 9 款 1 項 3 目であります。消防の食糧費でこ

ざいます。

災害発生対応用の食糧ということではありますが、昨年たしか消防防災の炊き出し等で利用するとお伺いをしたように聞いております。

26年度、そして今年度27年度に購入した、いわゆる賞味期限の近いもの等について、有効に活用をされているかと思いますが、一応のご確認をさせていただきたいと思います。

以上、3点についてお願いいたします。(長根議員着席)

総合政策課長(木村良三君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、総合政策課長、木村良三君。(総合政策課長起立)

総合政策課長(木村良三君) ハイ。長根議員のご質問にお答えいたします。

私からは公共交通対策費、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業費の公印の名称及び使用用途についてお答えをいたします。

まず、公共交通対策費でございますけども、名称は「階上町地域公共交通会議会長之印」でございます。使用用途は、会議通知と陸運局等に提出する地域公共交通会議の協議が整っていることの証明書でございます。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業費の方でございますけども、名称は「階上町まち・ひと・しごと創生有識者会議会長之印」でございます。使用用途は、会議通知と諮問に対しての答申書でございます。

私からは以上でございます。(総合政策課長着席)

総務課長(佐京孝信君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、総務課長、佐京孝信君。(総務課長起立)

総務課長(佐京孝信君) ハイ。えーと、私の方からは職印、公印の関係からお答えを申し上げます。

ただいまご質問にあった町長職印等のほかの委員会などの公印規程に掲載されている公印のほか、その他委員会などについても公印も存在し、委員会等も存在するもの、これは公印規程に登載すべきものでございます。

公印が存在し、必要に応じて委員会が動くもの、そういう申請が上がったりした場合に、委員会とか審議会とかを開催して臨時的に上がるもの、それで委員会が動

くもの、これらについても公印規程に登載したほうがよいと思われるもの等について、実は整理整頓が必要であると考えております。

今後、全庁調査をしまして早急に公印規程に登載することで、早急に対応してまいりたいと考えております。

それから、決算書 134 ページから 5 ページの出動費用弁償についてでございますけれども、この中には不審火対策における消防団のパトロール費用は含まれております。人数ということでございますけれども、平成 27 年度におきましては 786 人延べでございますけれども出動しております。

それから、被害累計件数・面積・被害額でありますけれども、平成 27 年度分につきましては、件数が 3 件、それから面積、焼失面積でございますけれども、1 万 1,400 ㎡、それから被害額でございますけれども、488 万 8 千円となっております。

それと不審火に対する対応の現状と関係機関の連携ということでございますが、まず町の対応としましては、あくまで災害防止、これは火災予防から火災が発生した際の被害拡大の阻止、これは火災の消火、延焼の阻止、それから延焼危険地帯の住民の避難誘導などが、主な任務の範ちゅうでありますので、消防団、広域消防、三八県民局との情報共有、連携した対応をしているところであります。

なお、不審火発生当初から捜査権限を持つ警察への情報提供及び捜査協力をしており、不審火火災が早期になるよう今後においても注意を払っていく所存であります。

以上であります。(総務課長着席)

総務課長(佐京孝信君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、総務課長、佐京孝信君。(総務課長起立)

総務課長(佐京孝信君) ハイ。答弁漏れがございました。

食糧費の話でございますけれども、最初非常用の非常食の備蓄につきましては、23 年の震災後に寄附をいただいた備蓄がございまして、それらの消費期限につきましては、5 か年とかその種類によってちょっと違うんですけども、ということで保管をしまして、毎年少しずつ補充をしているという状況でございます。

消費期限の迫ったものの処置の方法でございますけれども、先ほど、この前行われました防災訓練であるとか、それから自主防の関係の皆さん集まった時に、水とかアルファ米を使用、古いものから順番に使用していくということ、それから男女共同参画の避難所設営訓練であるとか、こういろいろやっております。その際に、

古いものから順次使用して、なるべく無駄にならないように今現在やっているところでございます。

以上でございます。(総務課長着席)

5番(長根岩夫君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、5番、長根岩夫君。(長根議員起立)

5番(長根岩夫君) ハイ。附属機関の委員会でございますが、現在までに確か6つでしたか、公印規程の方には載っていないということで、それ以外の委員会等の機関も規程に載せて、まとめておきたいということの説明であったかと思いますが、これからも公印の数が、当然ながら様々な委員会等必要になってまいりますので、そういうことも考えられますので、そのほかの公印の適正管理等についても取りまとめを十分留意しながらしていただきたいと思っております。

それから、この火災、不審火による27年度の被害金額488万円というご回答をいただきましたけれども、これまで3か年を越えることになりますか、累計のいわゆる被害額は把握しておりましたらお伺いをしたいと思います。

それと、災害発生対応用の食糧については、毎年更新をされていくものであると思っております。早め早めに入れ替えをしながら、賞味期限前に有効に活用されるように期待しております。

一つ、先ほどの件についてお願いいたします。(長根議員着席)

総務課長(佐京孝信君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、総務課長、佐京孝信君。(総務課長起立)

総務課長(佐京孝信君) 再質問にお答えします。

この原因不明の不審火ということで、最初発生しましたのは平成25年ということで、初年度から今4年目に入るわけでございますけれども、25から28、今年度は中途の段階での累計ということでございます。

件数にしまして31件、それから焼失面積につきましては10町8反5畝ですので、10万8,500㎡ということですよ。

それから被害額、これは山林等の立木の被害を含めての被害額ということでございます。これは、4,223万1千円というふうな数字になっております。

以上でございます。(総務課長着席)

5番(長根岩夫君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、5番、長根岩夫君。(長根議員起立)

5番(長根岩夫君) ありがとうございました。いずれにしろ、この不審火による被害額4,200万を超えるということではありますが、本当に春の時期に集中をしております。

いまだに、どういう方がどのような理由でこのような不審火をしているか分からないわけではありますが、被害を被った方々のみならず、町民の皆様、本当に不安に思っていることと思います。町としてもさらなる取り組みを強化していただくようお願いをいたしまして終わります。

ありがとうございました。(長根議員着席)

議長(山田恵治君) ほかに質疑はありませんか。

11番(大江和夫君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) 11番、大江和夫君。(大江議員起立)

11番(大江和夫君) ハイ、11番、大江でございます。

私から2点ほど、確認的な形でお伺いしたいと思います。

説明書の30ページでございます。2款7項9目の町PR事業でございます。この事業、自転車収納庫のペイントと自転車というふうにならわっておりますが、その場所はどこだったのか、またこの自転車は当局の方で管理してるか、そしてその利用状況等分かればお知らせいただきたいというふうに思っております。

2点目は31ページ、隣でございますが、2款8項5目の出会い階上町の移住・定住推進事業ということで、昨年度からやられたと思っておりますが、この実施の回数は、昨年2回ほどで約81名ほどの参加者があったというふうに書いております。

これが、移住・定住あるいは結婚等につながっておるのかどうか、その辺の成果が確認できるものであればお聞きしたい。また、それに対して調査、後追い調査等を検証しているのか、その2点の確認をできればお願いしたいというふうに思い

ます。(大江議員着席)

総合政策課長(木村良三君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、総合政策課長、木村良三君。(総合政策課長起立)

総合政策課長(木村良三君) ハイ。それでは大江議員のご質問にお答えをいたします。

まず、自転車収納庫のペイント業務の委託についての件でございます。

収納庫の場所でございますけども、鳥屋部のフォレストピア階上の脇、県道沿いでございます。自転車の台数でございますけども、5台でございます。利用状況については9人ということで、今後PRが必要だなというふうに考えてございます。

次に、出会い階上町運営委託についてでございます。大江議員ご指摘のとおり、昨年2回開催いたしまして、81名の参加ということでございます。この事業については、階上町のPRと移住定住に資するということ、若い方々の出会いの場を設けるということで行いましたけども、その中で追跡アンケートをとってございます。

アンケートに同意された方が38名でございました。その方々に3月に返信用封筒を同封いたしまして、郵送による追跡調査を実施してございます。回答者は16名でございました。うち、パートナーとしてお付き合いされている方が9名でございました。結婚に至った際は、連絡をいただくようお願いをしておりましたけれども、現在のところ連絡はございません。

こういう事業については、地道に進めていかなければ、すぐには成果が出ないものと考えてございまして、28年度は実行委員会等を立ち上げて、10月に1回、12月に1回、2回の予定をしております。今後とも引き続き事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。(総合政策課長着席)

11番(大江和夫君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、11番、大江和夫君。(大江議員起立)

11番(大江和夫君) ハイ、ありがとうございます。

自転車の使用者数が9名でしたか、少ないというふうにご答弁いただいたんで、

せっかく事業をやったことですので、できるだけ多くの方々に我が階上町を知ってもらうためには、この路線バスからの継続事業というふうな形で受け止めておりますが、少しPRしながら進めていただければというふうに思います。

またこの出会い階上、現在パートナーとしてお付き合いしてるのが9名ほど、これは個人的な情報もございますんで、あまり深く立ち入りするわけにはいかないと思うんですが、できるだけこの我が町に住んでもらうためには、何らかの形の施策をとらなければいかんだろうというふうに思っておりますんで、大変な事業だとは思いますが、継続してやっていただければというふうに思います。

そしてまた新年度、今年度は40名から30名ほどに減ってしまった事業計画をしておるようでございますが、この辺どのような形で10名ほど減ったか、その辺をお聞かせいただいて私の質問を終わりたいと思います。(大江議員着席)

総合政策課長(木村良三君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、総合政策課長、木村良三君。(総合政策課長起立)

総合政策課長(木村良三君) 昨年は、25名25名1回で50名ということで実施してございました。今回は9人の実行委員会の委員でこれまで5回ほど協議をして、今の10月、12月の事業を計画してございます。

どうしても人数が多くなるということであれば、9名の実行委員の中で人数がちょっと多すぎるということもございますし、またどうしてもやっぱり人数が多いといろいろな事例が昨年もありまして、今年度は人数を減らすというふうな実行委員会の中でのご意見がございまして、今回は人数を減らしたということでございます。

以上です。(総合政策課長着席)

議長(山田恵治君) ほかに質疑はありませんか。

2番(大下修君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、2番、大下修君。(大下議員起立)

2番(大下修君) ハイ、2番、大下です。

主要成果説明書の75ページになります、真ん中辺の日本スポーツ振興センター負担金について伺います。

金額が94万1,350円で、学校管理下における児童・生徒のけがや病気に対して災害給付金として支給されるが、町内小学校612人、生徒中学校が396人を対象として、保護者が引率した場合支給対象となるのか、またその実績がありましたらお願いします。

分かる範囲で結構ですので、保険の内容についてもお知らせくださればと思います。

以上です。(大下議員着席)

教育課長(地代所誠君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、教育課長、地代所誠君。

教育課長(地代所誠君) ハイ。(教育課長起立)

それでは大下議員のご質問にお答えしたいと思います。

日本スポーツ振興センターの負担金につきましては、学校の管理下における児童・生徒の病気やけがなどの全般に対して、必要な給付を行う災害共済制度でございます。

掛金につきましては、年額945円となっております。町が485円、保護者が460円の負担で掛けているものでございます。内容につきましてはですが、27年度の給付実績につきましては、215件で115万2千円ほどの給付実績がございます。

それからご質問の中で、父兄引率時等のご質問がございましたので、登下校時の事故などのことというふうに思いますので、保険対象の内容としては保険対象になっておりますけれども、ただ交通事故等の場合につきましては、自賠責保険など他方の保険の方が優先をされますので、その保険の優先の後に対象になるというふうなことになってございます。

また、父兄の方々の引率時の給付実績ということでございましたけれども、統計した資料はございませんが、27年度中につきましては給付実績はなかったというふうに思っております。

以上でございます。(教育課長着席)

2番(大下修君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、2番、大下修君。(大下議員起立)

2番（大下修君） 保険の内容について。保険の内容、こういったこう保険になるんでしょうか。例えば、支給額だとか、こういった場合にどのような支給額になるとか。（大下議員着席）

教育課長（地代所誠君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、教育課長、地代所誠君。（教育課長起立）

教育課長（地代所誠君） ハイ。保険の内容につきましてということですが、まず学校管理下で起きたけがと病気が対象です。病気などというのは、例えば熱中症ですとかそういうものが対象になりますし、あとはけがにつきましては、例えば体育とか部活動中の捻挫とかそういうものが対象になっていきます。

給付額につきましては、健康保険対象の医療費総額の4割まで給付するということになってございます。

以上でございます。（教育課長着席）

2番（大下修君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、2番、大下修君。（大下議員起立）

2番（大下修君） ハイ、ありがとうございます。（大下議員着席）

議長（山田恵治君） ほかに質疑はありませんか。

13番（畑中弘實君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、13番、畑中弘實君。（畑中議員起立）

13番（畑中弘實君） ハイ、13番、畑中です。

決算書の148ページ10款2項2目20節の教育費、小学校教育振興費の扶助費と149ページにもありますけども10款、同じ148ページ3項2目20節教育費、中学校教育振興費の扶助費であります。児童数これはこちらは説明書の78、79にありますけども、児童数が116人、生徒数が78人と合わせて194人もの子どもたちに要保護と準要保護という形で、合わせて675万4千円が町が

支援しております。

町としても各課連携して取り組み、支援を考えていかなければならないこともあるかと思いますが、高校進学についての支援の取り組みは、どのように進めているのかお伺いいたします。(畑中議員着席)

教育課長(地代所誠君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、教育課長、地代所誠君。

教育課長(地代所誠君) ハイ。(教育課長起立)

畑中議員のご質問にお答えします。

まず、要保護準要保護の給付の内容につきましては、学用品などの購入費、体育実技用の用具費、校外活動費、修学旅行費、新入学用品費の5項目がありまして、それぞれの項目に該当する方々に給付をしているところです。

また、高校進学についての支援とのことでしたが、本事業は義務教育に就学している児童生徒について行うもので、高校進学等につきましては、別途無利子の奨学資金の貸与により対応しており、高校につきましては月額2万円以内で在学中の貸与として、卒業後1年据え置きで10年以内の償還としているところでございます。

以上でございます。(教育課長着席)

13番(畑中弘實君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、13番、畑中弘實君。(畑中議員起立)

13番(畑中弘實君) ハイ、ご答弁ありがとうございました。

要保護準要保護児童生徒への援助につきましては、今後とも継続してくださるようお願いいたします。

また経済的な理由により、高校進学に不安を抱いている子どもたちが、町内にも少なからずいると考えております。

そこで、町として経済的困窮にある世帯に対し、今後どのような支援を考えているかをお伺いしたいと思います。(畑中議員着席)

教育長(川浪孝雄君) ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、教育長、川浪孝雄君。

教育長（川浪孝雄君） ハイ。（教育長起立）

それでは畑中議員のご質問にお答えします。

教育委員会としましては、今後も要保護準要保護児童生徒援助を継続し、安心して義務教育課程を過ごせるよう対応してまいりたいと考えております。

また高校進学につきましては、現在の無利子奨学資金を運用しながら、文部科学省等の給付型奨学資金の検討状況等を注視し、教育委員会としても関係各課と連携を図り、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。（教育長着席）

13番（畑中弘實君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、13番、畑中弘實君。

13番（畑中弘實君） ハイ。（畑中議員起立）

ありがとうございました。

高校へ進学したくても、経済的な理由で進学を諦めることのないような支援をしていただくようお願いをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。（畑中議員着席）

議長（山田恵治君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本決算は、認定することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、平成27年度決算は、これを認定することに決定いたしました。

この際、日程第2、報告第1号 平成27年度健全化判断比率の報告についての件及び日程第3、報告第2号 平成27年度資金不足比率の報告についての件、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑がないようですので、これにて報告第1号 平成27年度健全化判断比率の報告についての件及び報告第2号 平成27年度資金不足比率の報告についての件を終了いたします。

日程第4、議案第1号 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第1号 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号 階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号 平成28年度階上町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

5番（長根岩夫君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 5番、長根岩夫君。（長根議員起立）

5番（長根岩夫君） ハイ、5番、長根岩夫です。

説明書の7ページであります。4款衛生費、予防接種委託料227万円の増額となっております。2目予防費として3,800万円ほどの総額が計上されておりました。この予防接種については、かなりの種類のものがあるかと思っております。

その中で、最近では65歳以上の肺炎に対応する予防接種を呼びかけておりますが、それだけ高齢者の罹患率が高くなっている、あるいは危険な病気であるということの認識の表れであると思っております。

また、最近では結核やはしかの予防接種を受けてない世代がいるということで、その病気にかかる世代もあると聞いております。

このようなことに対して予防接種の対応、それから町民へのPR、この2点どのようにお考え、また予防接種等を実施されていくのかお伺いをさせていただきます。

お願いいたします。（長根議員着席）

保健福祉課長（引敷林広貴君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、保健福祉課長、引敷林広貴君。（保健福祉課長起立）

保健福祉課長（引敷林広貴君） ハイ。それでは長根議員のご質問にお答えをいたします。

まずはじめに、65歳以上の肺炎球菌に関してでございますが、この予防接種の時期といいますのは、65歳以上5歳刻みでございます。65歳、70歳、75歳ということで、毎年対象者には4月に個別通知を実施してございます。

これにつきましては、任意の接種ではございますけれども個別通知をしてお知らせ

をしてございます。ちなみに、昨年度の接種率につきましては、45%ということになってございます。

今後につきましても、同じような対応をしてまいりたいと、個別通知をしてまいりたいというふうに考えてございます。

あと2点目でございます、結核とはしかの予防接種に関してでございますけども、結核につきましてはBCGということになりますが、1歳未満で接種をすることとになってございまして、出生届があった際にご説明をして、接種を受けていただいているということでございまして、27年度の実績は約92%というふうになってございます。

それから、はしかについてでございますが、今現在このワクチンについては、麻疹風疹の混合ということになってございまして、こちらは2回の接種となっております。

1期目は1歳までに行うということで、こちらも出生届の際にご説明をして、受けていただいております、88.5%の接種率でございます。

それから2期目につきましては、小学校就学前ということでございまして、こちらは97.6%の方から接種をしていただいております。これにつきましては、2期目につきましては、こちらも個別通知をしてございます。

それでもなお、受けない方については、再度勧奨をしてございます。さらに電話での勧奨ということで、それぞれ接種については、ご説明をしてすすめております。

以上でございます。(保健福祉課長着席)

5番(長根岩夫君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、5番、長根岩夫君。(長根議員起立)

5番(長根岩夫君) 5番、長根岩夫です。

町民の健康保持ということで、いろいろ予防接種等の対応をしていただいているわけでありまして。今後とも階上町においても、いわゆる長寿命化のために、このようなことをお努めをいただきたいと思います。

ありがとうございました。終わります。(長根議員着席)

議長(山田恵治君) ほかに質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

議長(山田恵治君) これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 平成28年度階上町一般会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第7、議案第4号 平成28年度階上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件から、日程第9、議案第7号 平成28年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件まで、3件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 平成28年度階上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件から、議案第7号 平成28年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件まで、3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第6号 平成28年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第6号 平成28年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 8 号 物品の買入れについての件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 8 号 物品の買入れの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 9 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 9 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第 13、議案第 10 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 10 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第 14、陳情第 1 号 安全・安心の医療・介護を求める陳情の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長。

8 番(松尾國治君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) ハイ、8 番、松尾國治君。

8 番(松尾國治君) ハイ、8 番、松尾國治です。(松尾委員長登壇)

教育民生常任委員会に付託されました、陳情第 1 号の審査結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手許に配布されております陳情審査報告書のとおり、「採択」と決定いたしました。

以上、報告いたします。(松尾委員長降壇)

議長(山田恵治君) 以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情第 1 号の件については、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第 1 号の件については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第 15、議会案第 1 号 安全・安心の医療・介護を求める意見書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号は、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

これより、議会案第1号 安全・安心の医療・介護を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(山田恵治君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) それでは閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る9月8日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。

議員各位には、本会議において提案申し上げました議案につきまして、慎重なるご審議の上、原案のとおり議決を賜り厚くお礼申し上げます。

議決いただきました各議案の執行には、万全を期してまいりたいと存じますので、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、閉会にあたってのご挨拶と

いたします。

どうもありがとうございました。(町長降壇)

議長(山田恵治君) これにて、平成28年第4回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前11時18分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

